

淀川水系流域委員会 第5回治水部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員

日 時 : 平成 15 年 8 月 25 日 (月) 13 : 00 ~ 15 : 00

場 所 : 大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海 5

庶務(三菱総合研究所 笠島)

時間になりましたので、これから、淀川水系流域委員会第5回の治水部会を開催させていただきます。司会進行は庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めます。私、笠島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。

本日は3つの部会を連続して開催する方式をとっております。この後、3時半から、第25回の琵琶湖部会が開催されます。お手元の配付資料は共通となっておりますので、琵琶湖部会にも参加される方は、お手元の資料を続けてご使用下さいますよう、お願いいたします。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

まず、「発言にあたってのお願い」です。次は「議事次第」。午前中の環境・利用部会も含めて3つありますが、今回は、真ん中の第5回治水部会の議事次第を使わせて頂きます。

次は、資料1ということで、「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」。資料2-1、これは午前中に用いました「環境・利用部会の説明資料」です。資料2-2、右上の方が手書きになっておりますが、第5回治水部会資料ということで、「治水部会意見書素案(030825版)」というものです。資料2-3が、「琵琶湖部会のとりまとめ素案」、資料2-4が、各3つの部会の委員から、これまでに文書で出されたご意見です。

資料3が8月から10月の委員会、部会、運営会議の日程等です。

参考資料1ということで、「委員および一般からのご意見」。最後に一枚物で、手書きで、治水部会、山本委員からのご意見という資料で構成しております。

委員席及び河川管理者の方々には、審議の参考として頂くために、机上に資料を置いてあります。各テーブルに1つずつ置いてあるものとしては、提言の冊子、提言別冊、河川管理者の説明資料関連ファイル、各部会に文書で出されたご意見等で、ダムワーキングの資料ということになっております。また、過去の議事録については、後ろの方にあります。

次に、前回以降に、委員及び一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告いたします。時間の関係で全てご報告できませんが、後ほど審議の参考として頂ければよいと思います。

お手元の参考資料1「委員および一般からのご意見」というものに記載しておりますが、前回委員会7月12日以降、5件の意見が寄せられておまして、脱ダム後の水利事業について、淀川水系河川整備計画についての質問とお願い、一般意見聴取試行の会についてのご意見、漁業者への意見聴取についてのご意見、あと、木津川に関してのご意見という5つが寄せられております。

また、本日は一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には、いつもお願いしておりますが、「発言にあたってのお願い」というのをご一読頂ければと思います。なお、委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々のご発言はご遠慮させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この部会終了後、議事録を作成いたします関係上、委員の方々及び河川管理者の方々におかれましても、まことに恐れ入りますが、ご発言の際には必ずマイクを通して頂くとい

うことと、その際お名前を頂ければと思います。よろしくお願ひいたします。

携帯電話等につきましては、審議の妨げとなりますので、電源を切って頂くか、或いはマナーモードでご使用頂ければと思います。

繰り返しますが、本日は一応 15 時に終了させて頂きたいと思ひます。15 時半から琵琶湖部会が控えておりますので、時間通りに終了できればありがたいと思ひます。

それでは、以後の議事を今本部会長にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

今本部会長

何度かの検討会を続けてきましたが、今日は久しぶりの部会です。

検討会につきましては、部会委員の勉強会的な意味があったため、決して非公開にしたかったわけではありません。そこで検討したものにつきましても、できるだけこの部会で再度皆さま方の前で検討するというにしておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、審議に入ります。1 番目は、「委員会および各部会の開催状況等の報告」ですが、庶務の方からお願ひしま

庶務 (三菱総合研究所 水嶋)

時間もあまりありませんので、手短に治水部会のこれまでの状況についてご説明させて頂きたいと思ひます。

資料 1 の 9 ページの方をご覧下さい。今本部会長からも発言がありました通り、4 月 14 日の第 4 回治水部会以降、委員のみの検討会を何度か開催しております。6 月 7 日の第 1 回治水部会検討会では、リーダー、或いは分担等を決め、意見書のとりまとめの進め方について検討が行われております。その後、6 月 28 日の第 2 回治水部会検討会、7 月 7 日の第 3 回検討会を経て、7 月 12 日の委員会にて、治水部会の状況報告という形で報告しております。6 月 7 日以降の結果につきましては、資料 1 の 42 ページ以降に結果報告等を載せておりますので、こちらをご参考頂ければと思ひます。

その後、江頭リーダー、或いは今本部会長の方で、委員からの意見募集を行って、治水部会の意見書のとりまとめの作業を進めておまして、本日の資料 2 - 2、意見書の素案というものが出てきております。

以上、簡単ですが、報告させて頂きます。

今本部会長

それでは、議事の 2 番目に入らせて頂きます。最初はとりまとめ案の説明ですが、これにつきましては、実は私自身もいろいろと迷いがありました。といいますのは、第 1 稿というのが出てきまして、第 1 稿への意見を考へている間に第 2 稿というのが出てきたという経緯があります。現在、第 3 稿が 9 月 5 日の委員会で示される予定だと聞いております。しかし、部会としては、やはり意見をとりまとめねばなりません。しかも、9 月 5 日の委員会に対して報告をする必要があります。報告のスタイルも実は決まっておられません。どのような形にするのか、地域別部会でも併行して審議しておりますし、どこまでが担当の

エリアなのか、少しわかりにくく、その辺のところ、委員の皆さまにも混乱をもたらしたのではないかと考えております。

今日の治水部会としては、治水に関わります大まかなことを検討して、具体的な整備内容につきましては、できるだけ地域別部会に任せたいと考えております。ただ、そういうものの、非常に重要な事項といえますか、議論のある部分については、当然治水に関わる部会として、検討しておきたいと考えております。

資料2-2ですが、これもぎりぎりになってできたもので、本来、事前に送付しておくべきことだったのですが、本日はこれを準備させて頂きました。資料2-2は、これまでの委員会で、治水部会としての中間報告をする時にまとめたものを若干修正したものです。そういう意味で、内容については、初めて見たというほどのものではありませんが、少し手を加えたところもありますし、是非議論して今度の委員会に報告したいと思っております。

今日は2時間という限られた時間ですけれども、是非ご意見をお伺いしたいと思っております。ご意見をお伺いして修正し、9月5日の報告ということにしたいと思っております。これが一番メインになりますので、この資料の内容について議論して頂きたいと思っております。

資料2-2は、現状認識、或いは基本的な考え方、それから河川整備の方針ということに分けて書いています。これは第2稿に従ったものです。

まず、現状認識ということにつきましては、現状についての認識は、提言で示したものと第2稿はほぼ合致していると思っております。しかし、いろいろな問題を抱えているのです。何故、そういう問題が生じてきたかという分析、解析がなされていないのではないかとということです。また、それをしないと、現状の問題点を打開できないのではないかとということを書いております。

そういうことを考えていく上では、有識者・専門家・住民等で構成される新たな委員会、例えば治水安全度評価委員会といったものを常設して、常に治水の現状と問題解決策について検討するとともに、一定期間ごとに検討結果を公表するということを書いております。しかし、他にもいろいろな委員会がありますので、あまり委員会ばかりつくってもどうかという意見もおありかと思っております。

今初めてこの文章を見て、すぐ意見を言えというのは酷かもわかりませんが、こういった問題について何かご意見はありますでしょうか。まず、この部分からいきたいと思っております。

江頭委員

治水の問題の現状を克服するために、治水安全度評価委員会というのを常設すると、これは1つの有効な方法だと思っておりますが、説明資料(第2稿)の中で、水害に強い地域づくり協議会というのを河川管理者は提案しているわけです。これとの役割分担といえますか、水害に強い地域づくり協議会は、私が読んだ範囲では、地域住民は入っていないのです。治水安全度評価委員会の方は、住民等も入った格好ということになっています。そこら辺、少しわかりにくい面があると思っております。

今本部長

できるだけいろいろな住民に参加してもらった方がよいというのは、専門的なことに関する議論というのは、専門家集団でしてもらった方がよいだろうと考えておられるのかもわかりません。提言で言っていますように、河川対応と流域対応に分けています。河川管理者の水害に強い地域づくり協議会は、どちらかと言えば、流域対応に近いのかなと思っていたのですが、その辺はどうなのでしょう。

治水安全度評価委員会は、あくまでも、河川対応で、河川の安全度を常にチェックしていかうということによって提案しています。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

水害に強い地域づくり協議会というのは、今本部長がおっしゃったように、どちらかという、流域対応なり、或いはソフト対応ということがメインになろうかと思っています。しかし、その時には、同時に河川堤防の評価と表裏一体で、当然、面的な流域対応もあるものですから、そこは逆に言えば、区分けできないと私は思っています。

従って、例えば我々が河川堤防の評価なりをその協議会に出して、それを踏まえた上で流域対応をどうするかということになっていくのではないかなと思っています。それが今の答えです。

それと、実はこちらの方がお聞きしたいことがあります。先ほどの環境・利用部会におきましても、これからの利用・環境について、我々が具体的に河川整備計画で出していった事業をやっていく上で、それをチェックしてフィードバックするような組織が要るのではないかなという話がありまして、私どもの方からはそれが流域委員会ではないのですかと逆にお聞きしたのです。治水に限らず、我々が提案して、これから河川整備計画で決まったようなことは、そのチェックなりフィードバックを流域委員会にお願いしたいと言っているわけです。その流域委員会のチェックと、ここで言う治水安全度評価委員会というのとは同じような気がするのですが、そこはどうなのでしょう。

今本部長

実はそこまできちんと整理しておりません。今、淀川に関わる委員会というのは、流域委員会以外に非常にたくさんあります。新たに委員会をつくるよりも、宮本所長が言われたように、流域委員会の中にこういったことを担当する専門部会を設ける方が、むしろよいような気がします。それは5日の委員会までに検討させて下さい。

今の件で何かご意見はありませんか。

芦田委員長

各河川事務所が内部で検討された結果を出すための委員会は独自に持たれる場合もありますし、そうでない場合もあるということで、わざわざここで、つくるということを書く必要はないのではないかなという気がするのです。ですから、流域委員会で一応検討するというので、流域委員会の意見書としては出すだけでよいのではないかと思います。

今本部長

わかりました。今の意見を踏まえて、5日までにこの案を修正させていただきます。

芦田委員長

他のところもたくさん委員会が出てくるのです。流域委員会との関係とか何かで、ややこしくなると思うので、すっきりさせた方がよいのではないかなと思います。

今本部長

そうですね。わかりました。

山本委員

住民参加部会の方にも、委員としてではないのですけども出ております。

第2稿の整備内容シートには、既存の組織を使った委員会なり協議会なりというのを利用して、今後もそこで検討をしていくというようなことを書かれているところが多いのです。例えば、舟運を研究されているようなところもあります。いろいろ新しくたくさんつくるのもあるけれども、既存のものが書かれている場合もあるわけです。その中身は、整備内容シートを見せて頂く限りでは、住民が入っていないような組織に新たに役割を与えて、続いて検討していくようなところも見受けられるわけです。委員構成とか、下部組織に住民を入れて、その意見を汲み上げるような形で、改正河川法の趣旨とか提言を踏まえて、今後、住民参加ということを実現して頂けるような組織に改変していくようなこととかも考えられるわけです。

山積みになっている問題を相談していくために、新たにつくっていくとおっしゃっている組織については、住民が全く入っていないで、専門家とか地方自治体と河川管理者の方でつくっておられるような、例えば水害に強い地域づくり協議会のようなものがあるわけです。

全部が全部に住民が入ってよいものかどうかは、私もわかりません。住民の責任分担みたいな部分で、住民は入らなくてもよいのだと思われて、最初から住民等が除かれているものもあるのだと思います。しかし、まず「住民参加ありき」から発想を出発して頂いて、構成メンバーを考えて頂けたらなと思います。

今本部長からお話がありましたが、治水部会より治水安全度評価委員会というのが提案されていまして、ここには住民が入っているわけです。河川管理者の方から言われております、水害に強い地域づくり協議会という流域対応についての大きな部分を担っているところには、住民は入っていないで、ここから発信されるものが住民へ浸透していくと書かれているわけです。その部分というのがすごく大事だと思います。そこをもう少し工夫されて、委員会なりをつくって頂けたらと思うわけです。

特に、既存の組織をそのまま使って今後やっていきますとおっしゃっている部分については、見直し部分というのはなくてよいのですか、住民参加ということでふるいにかけな

くてよいのですかということ、もう一度申し上げたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

住民参加につきましては、いろいろな形の連携がありますので、また住民参加部会でご説明等をしたと思います。水害に強い地域づくり協議会に限って申し上げれば、当初の整備内容シートでは住民が入ってなかったということですが、我々も住民の方と一緒にやろうと、或いは避難する時に、住民の方のリーダーといいますが、そういう方と一緒にやらないといけないということで、住民代表の方に参加して頂きたいということで、9月5日の原案にはそのようになっています。

川那部委員

今のところに関しては2つなのですが、1つは文章上の問題で、ここに「したがって」と書いてあります。つまり、上のことが全くなされていないのです。全くかどうか別にして、そういう分析が必要であるということは、私もその通りだと思いますので、それに関する問題を扱うものとして下のものがあるのだとすれば、何らかの意味でそういうものを考えないといけないことは事実であろうと思います。その点は、流域委員会の中でやって十分なのではないかというのが1つ目です。

2つ目は、検討事項として考えて頂きたいということやずっといろいろ言っているものの中で、現在、国土交通省の中に限られている委員会ですけれども、そうではないような、他の省庁、或いは地方自治体との関係についてイニシアチブをとって考えて頂きたいというのが、きっと出てくると思います。そういう提案が出てきた時には、国土交通省の中の流域委員会では全然話にはならないわけですし、そういうような問題のところをちらりと触れて頂くというようなことがあってもよいのではないかという感じがいたします。ですから、すぐのところでは流域委員会が当然に対応する問題だけれども、検討の結果、もう少しいろいろなことを考えた時には、こういうものかどうかはわかりませんが、そこに対応するようなちゃんとした委員会がつくられなければならないだろうしということに触れておく方がよいのではないかという気がします。

今本部会長

わかりました。

先ほど山本委員の言われたことで、これまでの河川整備計画において、計画段階から住民は参加していない、或いは住民の理解が得られなかったということも問題であったことは確かです。第3稿でどうも出てくるらしいのですが、やはり第2稿までの意見としては、そういうものを入れた方がよいという意見を出しておいて頂けませんか。今度の報告もそういう形にしたいと思います。

その他何かよろしいですか。お気づきの点がありましたら、庶務にご連絡頂ければ、5日までに修正したいと思います。

次の治水の基本的な考え方に移らせて頂きます。

ここで述べていますのは、基本的には河川管理者側から出したものと大きくは変わらないのですけれども、今度の河川法によりまして、治水、利水に環境が加わったわけです。特にこの流域委員会の取り扱いでは、この3つを独立に扱うのではなく、環境というものをベースにおいて、治水、利水を考えていこうということだったと思います。そういう観点から河川整備計画の説明資料(第2稿)を見てみますと、そうはなっていないのではないかと思います。自然環境と治水というものを別々に扱っているような感じを受けるということです。そういう意味で自然環境をベースにして治水を考えるということが強く望まれるということを書いております。

もう1つは、これは議論があるところだと思いますけど、地域ごとの治水安全度をどう考えるかということでもあります。これまでの説明では、狭窄部上流の地域では、最大規模の洪水でも浸水被害が起きないようにする、解消するというのを目標にするのだと聞いてきましたけども、それは現実には難しいのではないかとということです。

そうしますと、例えば既往最大の洪水があった時に、浸水被害を起こさないというのではなくて、たとえ起きてもある規模以下にするとか、そのような目標にしないことにはできないのではないかとというのが、ここでの指摘事項であります。ここは恐らく、委員の間でもかなり意見が違ってくると思いますけれども、いかがでしょうか。

細川委員

猪名川部会で狭窄部の問題を話し合う時に、一庫ダムで治水の対応を増やしたとしても、やはり狭窄部の浸水は避けられないということで、狭窄部の開削を、真剣にもう一度考え直してもよいのではないかと意見まで出たのです。それを実施すれば、下流のリスクが高くなるということを考えますと、結局、狭窄部は開かないで、できる限り流域対応でやっていくしか方法はないのではないかと、最初に猪名川部会で話し合ってきた内容に戻ってしまいました。

その時に、既往最大というのはわかりやすいけれども、狭窄部に関しては、既往最大規模の洪水に対応するという事は、やはり限界があるのではないかと、これから先も既往最大規模の洪水が起こるたびに、治水の安全度をそれに合わせて高めていくというようなやり方は、わかりやすいけれども、それを繰り返すことはできないのではないかと、猪名川部会ではそういう話し合いになったのです。

治水安全度を既往最大規模に置くというのは、これから先、今まで予想もしなかったような量の雨が降ったような場合に問題が生じてくるのではないかなと考えますので、狭窄部に限らず治水安全度の既往最大というのは考え直した方がよいのではないかと私は思います。

今本部会長

ちょっと説明しますと、現在の治水計画に対して、例えば対象とする洪水が大き過ぎるのではないかと批判があります。この決め方にもいろいろありまして、そういうことがあるかも知れないということもあります。しかし、少なくとも既往最大というのは実績

ですから、これは決め方によらず、だれもが納得するのではないかということから出てきたわけです。

ところが、既往最大にもいろいろありまして、例えば猪名川での既往最大というのは、確率に換算しますと他に比べて飛び抜けて大きなものだということです。それも同じ既往最大規模として扱うのは無理があるのではないかということから、こういう文章が出てきています。

その一方、提言では地域特性に応じた治水安全度という言葉を用いています。これは非常にわかりにくいと思います。どこでも同じ安全度にしろということを行っているわけではないということです。しかし、地域特性に応じてどのように決めたらよいのだということまでは、提言でも踏み込んでおりません。あまりにも難しい問題なものですから、そうしているのです。

そういう意味では、ここに指摘したことも第2稿の重箱の隅をつついていっているような気がしないでもないのです。しかし、重要であることも確かなのです。どうしたらよいかというのは非常にわかりにくいのです。

このことについては、芦田委員長、何かありませんか。

芦田委員長

結論的にはこういうことでよいと思うのですが、文章でちょっと気になるところがあるのです。2ページの2行目、「人口・資産が集中する下流部と同じ安全度を上流部にも求めることは現実には困難であり」とあります。例えば銀橋について見ますと、上流にも人工がかなり集中しているわけです。ですから、狭窄部においても、地域特性の違いがあると思います。ですから、下流は人口が集中して、上流は人口がないというような構図ではないかもしれませんね。

今本部長

ここの表現については、確かに修正する必要があると思います。修正したいと思います。

芦田委員長

狭窄部は原則として開削しないというのは、基本的な方針としてよいと思いますし、上流、下流において、地域特性に応じて安全度を変えてもよいと思います。それについてはこれでよいと思います。

今本部長

場所によっては、人口が集中しているところはあるということですね。そのところの安全度の決め方というのは、議論をしながら決めていかざるを得ないのでしょうか。こうあるべきだという統一見解というのは難しいような気がするのです。

この点、河川管理者側から何かご意見はありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）
部会長、これは物すごく大きなポイントです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

今回の治水の計画で、基本的にどのような雨が降るかわからないという状況の中で、下流の破堤による被害といったものは回避しようということで、とにかく堤防強化をまず持ってこようという話がありました。ただ、浸水被害に対してどう考えるのだといった時に、狭窄部を開けないというようなことで、上に負担をかけているというところがあるので、そこについては基本的に、我々は一律に既往最大規模ということを持ってきたという発想の流れではあるのです。我々が考えたのはそこまでです。

今本部会長

それはわかるのです。ただ、そのように、既往最大でも本当に特殊な既往最大があった場合、同じ言葉で言えないのですよね。

例えば、100年確率とか200年確率で基本高水を決めてくるような従来通りのやり方でいいますと、大体これまでに経験したよりも流量は多くなっています。それが多過ぎるのではないかという批判が一方であるわけです。非常に特殊な雨が降った地域ですと、それよりも既往最大の方が大きくなる可能性も当然あるわけです。そうしますと、既往最大という言葉もそう簡単に使えなくなってくると思います。

それから、地域特性に応じた安全度、考え方はわかるのですが、現実には、ではその安全度をどのように差別したらよいのか、これは大きな問題だと言われましたけど、その通りで、考えていかないといけないでしょう。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

一般論ではなしに、上野と亀岡と銀橋上流、この3カ所の安全度をどうするかということなのです。これをそれぞれ地域特性に応じて、例えば既往最大ではなしにもう少し小さい雨で浸水しないようにしようとかいうことを、この河川整備計画で決め直したらどうかとされているわけですね。

我々はどちらかということ、そこはあまり差をつけずに、とにかく既往最大での浸水被害の解消を目標にしようということで、第1稿なり第2稿で出したわけです。これを見直すというか、考え方をもう一度議論するとなると、9月5日の原案を出す時に、こうこうしますと言うことは恐らく不可能なのです。非常に大きな問題で、私も今突然ここで見たものですから、何とも言いようがないです。

今本部会長

わかりました。そうしましたら、このようにしろというのではなくて、こういう問題を常に念頭に置いて、これからの川づくりを進めていって欲しいということでしたら、これは受けられますか。

やはり、地域によって確実に変わると思います。例えば浸水でしたら、農地であれば、ある一定時間以内ならばそれほど被害がないといえます。人家が密集しているところなら、やはり困る。人家が密集している場合には、床下か床上かで、徹底的に被害が変わってくるということで、その度合いといったものを考慮する必要があるということになると思います。ある面では、これは永遠の課題だと思います。

芦田委員長

地域特性に応じた治水安全度というのは提言にも書いているわけです。その治水特性に応じた安全度というのはどのようなものかというのは、河川整備計画では既往最大として出されたと、それでよいと思います。猪名川の銀橋の場合はそれが対応不可能ではないかということが問題になっているわけでしょう。国土交通省はそれは対応できるということで、河川整備計画をつくらうとしているわけでしょう。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

対応できるとはなってないです。

今本部長

それはできないでしょう。

芦田委員長

そしたら、それは変えないといけないのではないですか、できないのでしたら。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

要するに、解消を目標にするということで努力していきたいということになってしまっていて、銀橋の上流についてはいろいろな方策を出していますけども、それでもやはり、どうしてもまだ浸水は残ると思います。その辺については、逆に言ったら、もっと根本的に土地利用からも考えていかざるを得ないというようなことなのです。

ただ、努力していこうという話と、目標自体を下げてしまおうというのは、かなり違うのです。本質的な議論が出てきたと思います。

芦田委員長

ここに書いていること自体は、別に新しいことはないわけですね。

今本部長

地域特性に応じた治水安全度を保つようにしろと提言しているのですが、逆に、地域特性に応じたとはどのような内容なのかと聞かれた場合に、今度は我々の流域委員会側が沈黙しているわけです。具体的なことを示してないわけです。文字通り地域特性に応じたというだけで、どのように応じたらよいのだという答えがでていないのです。

宮本所長が挙げられた3カ所の狭窄部の上流部ですね、この3つとも同じ目標でよいのかどうか。私は同じではないと思います。それぞれ地域特性も違う、洪水の形態も違う、やり方も違うと思います。そこで、流域委員会側としてはあの提言は不親切であったなという反省から、ここの点を取り上げているのです。

ただ、これは永遠の課題で、こうだということはなかなか言い切れないと思いますので、今後の課題ということではいかがでしょうか。表現については、考えさせて下さい。

芦田委員長

ここに書いていること自体が従来とあまり変わらないから、特に問題はないと思います。具体的に対象洪水をどうしろとか言えば、ちょっと問題が出てきますけど。

尾藤委員

大変常識的なことを言いたいと思います。このように書かれた経緯には、むしろ地域特性に依拠するという点の方にポイントがあって、今までは画一的に目標を決めてどこもやってきたのが、それぞれの地域に対応できるスタイルでやっていくべきという考え方にポイントが置かれていると、私は理解していたのです。

そうすると結局、結果としては治水安全度に差がでることになるかも知れないけれども、ここの地域にはこういう問題があるからこういう対応をするということであれば、結果が違っていても、それは当然だと理解をしていました。私の理解というのは、やはりどこがおかしいのですかね。

今本部長

地元の住民にとっては、自分が住んでいるところの安全度をできるだけ高くして欲しいと望むわけです。現実に今の日本の世の中では河川ごとに差別しています。これはある程度社会的な合意を得られているとも言えますね。小さな川から大きな川まで同じというわけにはいかないと思います。そのところをどう表現したらよいかということだと思います。

恐らく、私はそう簡単な、人を納得できるようなやり方というのはないと思います。永遠の課題として残っていかざるを得ないのではないかと思います。

畚野委員

意見を出してくれということを出した意見もあるのですが、それに非常に近い話になります。

私は川西市に住んでいる関係上、多田地区の狭窄部の浸水の問題というのは、私の分担だと思っているわけです。私が出した意見としまして、多田地区は浸水頻度の高い地区であると、これは現実そうだと思います。しかも、近年急速に都市化が進展している地区です。そうしますと、資料2-2の2ページの2行目辺りからの、「人口・資産が集中する下流部と同じ安全度を上流部にも求めることは現実には困難」という記述につきまして

は、現実、銀橋のところは都市化が進んでしまって、むしろ下流部と同じ位置付けにあると思います。そう考えた場合に、私は非常に悩んでしまうのは、現実、治水安全度というのは、一応広い基準から言いますと、あそこは県が担当でやっておられます現実上、10分の1という数字が大抵出てくるのです。そうすると、ここは本当に一律基準の10分の1でよいのかということになると思います。むしろ10分の1という基準をもうちょっと検討して頂いた方がよいのではないかということになります。あそこは堤防強化に問題があるかどうか知らないのですが、堤防だけではなくて、掘り込みのところもあります。多田地区においても、下流にある程度準じた堤防強化策の新しい考え方とか、そういうことを導入して頂けないかというような提案的な考えもあって、一応コメントは出しているの、また、それもあわせて考えて頂いたら結構かと思えます。

今本部長

この問題はちょっと議論をしても切りがつかないと思います。

芦田委員長

提言している内容でよいのではないかと思います。わざわざ安全度に差をつけるということを言わなくても、目標としては、今やっておられるように既往最大の目標でやるわけですが、恐らく猪名川についてはすぐにできないと思います。ですから、別個の方法でいろいろ努力するということになると思います。

今本部長

意見書としては、治水安全度に差をつけるべきというような表現は使わないということですね。

芦田委員長

はい。

今本部長

わかりました。

よろしいですか。次に進ませて頂きたいと思えます。

次は、河川整備の方針についてというところで、ここは第2稿に基づいて順番に幾つか書いています。1つずつやるのがよいのかどうか、ちょっとこれに目を通してもらうために、早いのですが、10分ほど休憩しませんか。その間に資料を読んで頂けませんか。

いかがでしょうか。1つずつ読みながらやっているより、ざっと目を通して頂いた方が効率的でしょう。

庶務(三菱総合研究所 笠島)

それでは、2時5分まで休憩させて頂きたいと思えます。

休憩の時間ですが、先ほど部会長からお話がありましたように、資料2-2の熟読をよろしく願いいたします。

(休憩 15:50~14:05)

庶務(三菱総合研究所 笠島)

それでは審議を始めさせて頂きたいと思います。今本部会長、よろしく願いいたします。

今本部会長

今日は、次の会議の関係上、どうしても15時に終了というのを目標にしなければならないので、よろしくご協力願います。

今、ざっと目を通して頂けたと思いますが、河川整備の方針についてということで(1)から(11)まで書いています。この中で、ここはどうしても発言しておかねばならないというところがもしありましたら、お願いできますか。或いは、後で気がつかれて連絡という方法も結構だと思います。

芦田委員長

1番目の項目ですけども、対象区間ですね。これは「大臣管理区間外の区間・流域についても言及し、沿岸海域への影響も視野に入れることにしているが、少なくとも治水については」とありますけども、これは環境についても、利水についても共通だと思います。「少なくとも」という表現については、修正すべきでしょう。

今本部会長

それでは、「少なくとも治水については」という文章を全部とってまいりましょうか。

芦田委員長

はい。

今本部会長

わかりました。確かに環境についてもそうだと思います。ただ、河川整備計画はあくまで管理区間を対象にしていますので、こういうことを言うのは気の毒な面もあるかもわかりませんが、考えてやって欲しいということですので、そうしましょう。

芦田委員長

それから、環境・利用部会でも出ていたのですが、流域の統合管理ですね。これは当然のことなんですけど、治水、利水、環境を総合した統合管理を考えないといけないと思います。当然のことですから書いてないのかも知れませんが、河川整備の方針の中に書くべきではないかという意見が出ていたのですが、これも共通の問題として取り上げてもらっ

たらよいと思います。

今本部長

わかりました。他、ありますでしょうか。

これまで各委員の方に、整備内容シートごとに意見を求めていました。幾つかの意見が返ってきています。この治水部会では、各地域別部会でも検討することになる整備内容シートに触れていますが、ここで議論する時間がないかとも思ったのですが、やはり意見を出した人には説明をして頂きたいと思います。それから、共通的に、例えば堤防の強化だとか、或いは少なくとも治水面から見てのダムの問題、そういったことがあると思います。

この整備内容シートに関する意見のとりまとめにあたって頂きました江頭委員に、ちょっと進行をお願いしたいと思いますが、できますか。

江頭委員

この治水部会から出す意見書を皆さまから頂くということで、私が一応まとめさせて頂きました。全て頂いているというわけではありません。それから、まとめ切っているわけでもありません。取り敢えず、皆さまの意見を伺って、全体的な意見として、こんなことかなということをもまず披露させて頂いてよろしいですか。

まず、整備内容シートにつきまして、全体的な問題、これは水害に強い地域づくり協議会、それからこの河川整備計画の検討実施委員会、スケジュール等も含めてと、それから、技術的な課題、大体この3つくらいに分かれると思います。それから、個別意見につきましては、頂いた委員の方々が今日見えていますので、補足して頂ければと思います。

それでは、まず全体的なことにつきまして議論して頂きたいと思います。水害に強い地域づくり協議会につきましては、先ほど宮本所長からも説明がありましたが、これはいわゆるソフト対策、ハザードマップとか避難用警報システム、こういったものを初めとして、これがスムーズに運用できる、機能できる、そういう組織、会議体を考えておられるということです。これは必要な情報の一元化を行って、間違っていれば訂正して欲しいのですが、そのような情報を防災ステーションで管理して、そこから発信していくということとして、こういう仕組みがうまく機能すれば、協議会というのは非常に意義深いものになるということであります。

それから、尾藤委員からいろいろ指摘がありまして、こういう協議会の実際の内容がまだ十分見えにくいというご指摘がありました。

芦田委員長

済みません。その資料はあるのですか。

江頭委員

お配りしておりません。

芦田委員長

はい、わかりました。

江頭委員

協議会等がうまく機能できるような仕組みづくりと運営が特に重要であるということが指摘されております。

それから、2番目の個々の河川整備計画の検討実施等につきましてですが、整備内容シートの中で、重要な問題、課題であるにもかかわらず、検討のまま残されている問題が幾つかあります。例えば、地震、津波、高潮対策といったものでして、特に南海地震等の発生が懸念されておりますので、対策が手遅れにならないよう、検討が必要ではないかと思えます。

それから、治水シートの16番のところ、瀬田川の掘削、鹿跳、それから天ヶ瀬再開発、宇治川の掘削とか拡幅、そういった問題が述べられているわけですが、これは速やかに整合性のとれた案に仕上げ、それを十分議論した上で結論を出して頂きたいと思えます。

それから、整備が必要と思われるにもかかわらず、整備内容シートに示されていないというのがあります。例えば、大津放水路事業です。整備内容シートの治水-22なのですが、これは第1期工事でも治水効果というのはそれなりに出るわけですが、第2期工事が完成すると、さらに治水効果が顕著になると見られるわけですが、整備内容シートに示されていません。それから、委員会検討事項というのが随分あるわけですが、これにつきましては、委員会においてどのようなことが検討されているか、キーワード的な課題でも結構ですので、こういうものを示して頂ければと思えます。

それから、検討の期間につきましては、例えば10年にも及ぶような検討期間が線を引っ張ってあるところがあるのですが、これは下手しますと、何もしないよというようなことにつながるおそれもないではないので、書き方としてはあまり好ましくないの、何か工夫が必要ではないかと思えます。

今本部長

今、指摘されたのは、江頭委員が気づかれたことですので、それを治水部会として報告しようと思いましたが、できたら皆さまの意見を聞いて、それでよしいかどうかという形にしたいわけです。ですから、今言われた、特に重要と思われる幾つかの部分は、これについてどう思われますかという形で、是非意見を聞いて頂けませんか。

江頭委員

わかりました。

整備内容シートの治水-24、26、27、31ページ辺りに、地震に伴う津波、高潮対策、そういったことが示されているわけです。具体的には、阪神西大阪線淀川橋梁改築事業であるとか、陸間の操作時間の短縮化の問題であるとか、大雑把にはそういうところに関連す

る問題です。

一応、検討というようなことで示されているわけですが、そういうことでよいのかどうかということですね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

事実関係だけ補足的に説明したいと思いますが、整備内容シートの27番です。陸閘の短縮化という話がありますけども、これについては、実施するという事で早期に実施したいと思っていますので、「検討」ではありません。

それで、1枚戻りまして、整備内容シートの26番の阪神西大阪線の橋梁の改築実施時期を検討するとなっています。実はこれはこの事業だけに関わらないのですが、これは既に事業を継続しておりまして、阪神電車とも協議をして、まさに進めていこうとしておりました事業であります。但し、確かに陸閘をこしも閉めましたけども、我々も精神的にも大変負担がありますし、社会的にも非常にご迷惑をかけるのですが、実はこれを事業費でやりますと、ただ単に橋を上げるだけではなく、両方のアプローチを変えていかなければなりません。そうしますと、あの町の真ん中でいわゆる線路をずっと上げていくということになりますと、全部で事業費が約500億円以上かかります。従いまして、我々は今回、破堤による被害の回避をまず優先するという事を言っておりまして、その方針と、ここで1カ所の橋を上げるために500億円を投じるということと、どちらを優先するかということを実際に考えた上で、堤防の強化の方がまず取り敢えず緊急的に優先ではないかと考えました。何とか陸閘は陸閘でしのげるということで、これについては、現在までまあ言うたら継続実施しようとしていたものを、「実施時期を検討する」としたものであります。

そういう意味での「検討」ですので、もし仮にこれも実施しろということになると、計画全体があれもこれも「実施」ということになると、何を優先するかということが見えなくなってくると思っています。そういう意味で、これは、あえて継続している事業を「実施時期を検討する」と変えたものであります。

江頭委員

よろしいでしょうか。

今本部会長

今の問題は、予算を考えますと当然といえば当然だと思いますけど、では、堤防の強化にどれだけのお金がかかるのかといえば、これもかなりトータル的には膨大なお金になって、完成というのはかなりの年月を要するであろうと思われまます。その中で、やはり緊急を要するところから多分おやりになるだろうと思いがたいますが、その時の場所の判断だとか、或いはどのくらいの目安で堤防強化ができるかとお考えですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

場所につきましては、いわゆる堤防緊急実施区間というのを今回、各河川、何キロごとということで、今の第2稿には載っていませんけども、出していきたくと思っています。但し、そこをまず優先的にやっ払いこうということで、では、具体的にどれだけの額がかかるかというのは今はまだ明確に出ていませんが、以前の流域委員会では概算費を出しています。

いずれにいたしましても、例えばこの数年ですぐに完成してしまうというものではありません。従って、我々はまさに堤防の強化・補強ということを最優先でやりますと言っています。それで、そのめどが立たないうちに他のものを優先的にやっ払いこうということは、私はこの河川整備計画の精神から言っておかしいのではないかと考えていますので、まずは優先的にやるということをやっ払いいくということです。そして、ある程度めどが立った時点で、今のようないわゆる「実施時期を検討」しているというものを、その時点において河川整備計画に位置付けていきたくと思っています。逆に、そうしないと、堤防強化の方がペースにブレーキをかけながらやっ払いいくということになりかねないと思っています。

今本部長

堤防強化についてもう一つ教えて下さい。

提言で、例えばハイブリッド堤防ということで、これまでと全く異なった新しい工法を提案しています。これは技術的な裏付けをもって提案しているわけではないのですが、そういう場合にはかなりの時間がかかると思いますが、実際にそれが妥当なのかどうかという判断に。しかし、一方で、従来の工法では限界があるということからそういうものを提案しておりますので、場合によっては試験施工みたいなことでやる必要もあると思いますけれども、そういうことは可能なのでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

まだ試験施工するかどうかということは決めてはおりませんが、今本委員も入って頂いております堤防の強化委員会の中で、新たないろいろな工法というものについて試験施工が必要であろうということであれば、その委員会において決定してやっ払いいきたくと思っています。それが決まりましたら、またこちらの河川整備計画の方にもフィードバックして、皆さま方にご意見を聞いて位置付けていきたく思っております。

江頭委員

堤防の問題が出ましたので、ついでに技術的な問題の中で幾つかあると思います。それで、整備内容シートを見ますと、高規格堤防で対応するものと堤防補強で対応するもの、大体この2つに分かれると思います。

それで、高規格堤防について、高規格堤防にかわる何かがないのかということです。そこら辺は、例えば堤内地側を強いアーモアレベ一的なもので対応していくというもので、どれくらい高規格堤防の強度に近付けていけるか、そういう検討はなされているのでしょ

うか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）
まさにそれを堤防強化委員会でやっているところです。

江頭委員

そこら辺ができますと、高規格堤防よりもむしろ現実的な対応として、将来的に非常に可能性を持った堤防整備につながっていくと思っています。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

但し、今、江頭委員は「高規格堤防にかわる」とおっしゃいましたけども、あくまでも高規格堤防というのはある意味においては堤防をなくす事業ですので、高規格堤防にかわる事業といえば、今の堤防を取っ払ってしまうということしかない、極端に言えばそう思います。ですから、あくまでも高規格堤防と堤防の補強という意味においては、根本的といえますか究極的にはやはり差異が出てくるものです。高規格堤防とまるっきり同じ機能を他の何らかの強化で持たせるというのは、それは無理があるのではないかなと思っています。

江頭委員

おっしゃる通りだと思います。強度面の話をしたまでです。

それから、一方、堤防補強について見てみますと、緩傾斜堤防はそれなりに意義があるのだと思いますが、これは本当に堤防補強になるのかなと思っています。例えば、殆どが1対5と1対3です。では、1対5と1対3の違いは何なのか、河川の平面形状との問題がどうなのかとか、いろいろあろうかと思っています。そこら辺はどのように考えておられますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

緩傾斜堤防だけでは、浸透する延長が延びますから若干浸透に対しては強くなると思いますが、緩傾斜とすると同時に、例えば前面に不透水性といいますが、できるだけ水を通さないような土質で前面を張るとか、或いは現在やっておりますけども、遮水シートを入れるとかというような合わせ技で、浸透に対しては格段に強化されると思っています。

江頭委員

そこら辺は、例えば数値的な問題としても何かありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

それは当然、もう見た目でもわかりますけども、例えば浸透解析なりいろいろな評価をしていくということ、現在堤防強化委員会の方で議論を進めて頂きたいと思っています。

江頭委員

この堤防について他の委員からのご意見はいかがででしょうか。資料なしでまことに申し訳ありません。

畚野委員

堤防強化について、いろいろ現在の住民に対する説明会とか、それから熱心な方は工事事務所に質問に行かれたりして聞いておられるということです。それをまた私は又聞きしたので正確ではないというか、熱心に聞きに行かれているけれどもちょっとよくわからないというようなこともありまして、大変難しいことなのです。

猪名川につきまして、堤防強化に関してだと思えますけども、10カ所くらいボーリングの計画があるというようなことを聞いたという方がおられます。多分この整備内容シートでも猪名川と藻川を含めて10枚くらいシートができておりますので、それと大体数が合いますので、各シートに対応する箇所でもボーリングも考えておられるのかということと、それに対して、聞いてこられた方は、何か表を見たのかどうか知りませんが、ボーリングを10カ所するだけで10年以上かかるのだと聞いたけども、そんなにかかるのかというようなことをおっしゃるので、これは説明の仕方だと思いますけど、具体的に何かありましたらちょっとお教え願いたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

それは、ボーリングを10本やっただけで10年もかかるわけはありません。猪名川河川事務所の人はいませんか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所副所長 細川）

今、河岸側、堤防の真ん中、それから住宅地側を400mピッチでボーリング調査をしております。大体年内には全て終わると思います。一部終わっているところもあります。そういう堤防の中の土質の調査と、それらを踏まえまして、先ほども申しました浸透解析等を行ったものとそれらの情報を堤防強化委員会の方に諮りまして、具体的な構造、調査設計といったものに時間がかかっているという状況です。ボーリングはすぐ終わります。

江頭委員

よろしいですか。それから、堤防補強の効果についてのモニタリングのことが書いてあったように思いますけれども、これは何をモニタリングするのでしょうか。

例えば、モニタリングするためには、現在の状態のデータを既にとっておかないとモニタリングして評価できないものと、今のデータは要らないもの、そういうものが多分あるのだと思います。大雑把にモニタリングで大事なかなと思うようなことを言わせて頂きますと、例えば水衝部がどういったところで発生して、それが堤防にどのような影響を及ぼしているのでしょうか。それから、河床変動であるとか水面形の横断形状の問題であるとか

があると思います。今度は、先ほど話が出ましたけれども堤体の水分状態の問題ですね。それから、環境に関連した動植物の入り方、そういったものがあるかと思いますが、具体的に何か考えておられることがあれば教えて頂ければと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

堤防補強に関しましては、まずはやはり洪水時なり降雨時の浸透ですね。堤防の中で水がどのように浸透していったどのような挙動をするかということがまずメインだと思っています。あと、先ほどおっしゃいました環境面で、例えば堤防を新たに緩傾斜にしてからどのように植生が生えていったどのような草が生えてきたかというのは当然、いわゆる植生調査というようなことで一般的には見ておりますけども、やはりメインとなるのは、浸潤といいますが浸透状況のモニタリングだと思っています。

江頭委員

他、堤防関係ではありませんでしょうか。

そうしましたら、前に戻りまして、水害に強い地域づくり協議会について尾藤委員から意見を頂いていますので、ご披露をお願いします。

尾藤委員

新しくできる組織チャートが治水1の2/4に出ているのですけれども、この目的は、今まで自治体、河川管理者、防災機関等が住民、マスメディアに送っていた情報は別個に行われていて錯綜し、お互いがどのようなことを情報発信したのかというようなことがわかりにくかった。そこで協議会の設置によって、各組織の情報を一元化して発信することができるというようなことが書いています。

しかし実際は、例えば治水3の7/8とか8/8を見ますと、水防警報とか洪水警報とか避難誘導體制の発表とか、そういうものに関するものはこれまで通りで協議会の名前はありませぬ。つまり、実体としての現場が協議会にあるわけではないので、協議会ができて、情報発信についてはそれほど変わらずに、むしろ大きな観点からいろいろなことを決めていくというように思われます情報発信が一元化されるということについて今までと何か変わるのでしょうか。そこが、よくわからないということの第1点です。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課長 久保田）

これは洪水時の対応の時の情報の伝達の経路として、ここに協議会が入っているということは、ちょっとここではわかりづらいのですが、通常時にこの協議会において、いざ例えば破堤があった時にどのように情報を伝達するのかというようなことを検討しておきますということはこの図では示しています。

尾藤委員

そういうことですね。ですから、情報発信の実務上は今までと殆ど変わらないのではな

いですか。ただし、最初に掲げてあるこの図自体は、多分初めてこういう形のものができているのだと思いますが、実際にこのようになるためには、お互いに物すごい話し合いをして決めておかなければ、それぞれ自治体等にはこういう組織図がすでにつくられているわけですから、混乱がまた逆に起きるのではないかという感じもします。

とにかく、発信の仕方を決めるなどの協議が主体であるということですね。そのところがちょっとよくわからなかったので質問しました。

それからもう1つ。時間があまりないので簡単に1つだけにします。

「日頃から備える」、「洪水時の対応」、「流域で水を貯める」と実施する代表的な例として、猪名川流域総合治水対策協議会の設置というのが挙げられています。

まずお聞きしたいのは、この対策協議会というのは、猪名川が、流域の急激な開発に伴って昭和53年に総合治水特定河川の指定を受けて、現在まで様々な流域対策を実施しているものであるということが書いてありますが、この指定を受けるとどのようになるのですかね。ここのところがちょっとわかりません。指定を受けているのと受けていないのでは、例えば財政的な補助があるとか、この指定を受けると自治体に何か義務が生じるとか、そういうことが発生するのですか。

猪名川のこの流域総合治水対策協議会がこれからの総合治水の代表的な例として挙げられているということは、猪名川以外の河川についても、猪名川流域総合治水対策協議会と同じようなことをこれから全てやるのだと理解してもよいのでしょうか。それともこれはあくまで猪名川だけの例であって、他のところまでこういうやり方でやるということではないということなのでしょうか。

全体として読んでみると、流域に水をためるといような考え方等、総合的な流域対策としてはこの猪名川流域総合治水対策協議会のような感じで進めたいとも読めるのですが、そうすると、別に猪名川だけではなくして他の河川についてもこういうものをつくっていくということでしょうか。治水2の2/8とか治水4の2/8とか治水4の3/8とかと至るところで代表的な例として挙げられているのです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

お答えいたします。猪名川につきましては流域が都市化したということで、守りの姿勢というか、少しでも開発した時には水を貯めてもらおうというようなことで、もうこれは20年くらい前ですかね、全国で18河川くらいが指定されて、いわゆる総合治水ということでやってきたわけです。

それで、今回はかなり重なるところがあります。例えば、流域で水をためるといようなところがあるのですが、決してそういう特定の市街地といいますか、市街化が激しいところ流域だけをやっていくのではなく、通常の河川といいますか他の河川も全て、まさにこういう流域対応といいますか、万一の時のいわゆる情報伝達だとか、それからさらには土地利用の指導も含めてやっていこうと思っているわけです。

そういう意味においては、猪名川の総合治水というのは、今回出した水害に強い地域づくり協議会の中のパーツを、まあ言えば20年くらい前からやっていたということだと思っ

ています。ですから、猪名川についても今回は、今の猪名川の総合治水協議会というものを、今度はこちらの方の水害に強い地域づくり協議会の方がかなり広範囲にやりますので、そちらの方にまあ言えば衣がえしていくという発想だと思っています。

そういう意味からしますと、今回については特定のある河川だけやるのではなしに、今の我々の今回の河川整備計画の全体を、このような協議会といいますか組織でカバーしていきたいと思っています。

尾藤委員

ですから、猪名川について今までやられてきた考え方で、他のところも考えていくということですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

いやいや、そうではありません。

尾藤委員

そうではないのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

今言いましたように猪名川は開発が非常に激しいものですから、例えば開発の時に水を貯めましようとか、或いはちょっとでもため池なりで水を貯めましようというような、どちらかというところそういうことをメインにやってきたのです。しかし、今回の水害に強い地域づくり協議会というのは、ただ単に水を流域でためるというだけではなしに、ここに書いてあるように、洪水被害をできるだけ回避するという意味において、流域でできるようなことはとにかく全部本気でやっていこうというのがこれですので、他の河川において猪名川でやっていたのと同じことをやっていくという意味ではありません。それよりももっと幅広く、もっと本気でやっていこうということでもあります。

尾藤委員

広くということはよくわかるのですけれども、各自治体等でいろいろな組織をつくらっしゃいますよね。例えば治水2の2/8のところ、代表的となる事例ということで関係機関が集まってということが書いてあります。それで、土地の適正な利用計画等々というような文言があって、やってらっしゃることは大変よいことだと思います。それをやることについては、広くなることについてはそれでよいのですけれども、猪名川でやろうということ自体は部分的にしてもやはり生きているのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

その精神は生きています。

尾藤委員

そういうことですね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

そうです。ですから、それも踏まえた上で、それも含めてやっていこうということです。

尾藤委員

そういうことですね。そこで、この指定を受けているということと受けていないということとは、何かどこかで違いが起きますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

猪名川の総合治水ですか。

尾藤委員

そうです。つまり、猪名川以外の河川で、猪名川でやっているような組織をつくってどんどん進めようとする時に、猪名川については、これはやりなさいという指定を受けていますよね。他の河川は指定を受けていないわけでしょう。そこで何か起きるのですかね。何かお金が全く来ないとか、権利義務が発生する等、そこら辺はどうなのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所副所長 細川）

猪名川で今約20年間やっているのですが、整備内容シートの治水の4の3/8に書いていますけども、公共施設については別途洪水をためるということで、例えば学校のグラウンドを掘り下げて遊水地にするというようなことをする場合については、治水事業の補助金が出ております。それと、民間施設による貯留施設の指導というのは、例えば、猪名川の大規模開発で丸々団地はどこかのゼネコンがやったという時は、防災調整池を設けなさいという行政指導が市町村から行きます。それは河川管理者ではないのですが、そういう民間と公共施設の治水施設の色分けがなっております。

そういったことで、河川管理者みずからというのですか、治水施設、府県と市町村と公共施設、民間施設といったものを合わせて、流域全体で水をため込もうということでもやってきたわけなのです。ここで抜けているのは、現在、農林部局とか下水道部局が入っていませんので、これらも入れまして、もう少し今の総合治水対策協議会のメンバーをさらに拡充して、あらゆる分野も入って、流域で保水・貯留機能の強化を図っていきたくと考えております。

尾藤委員

つまりここに書かれているのは、指定はされていないけれどもそういうことはやっていくのだということで、例えば、補助金云々とか行政指導をするとかというようなことまで

含めて、ここでは代表的な事例として挙げてらっしゃるのかどうかというそのあたりがちょっとわかりにくかったです。

質問は以上です。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

補助金が出るというのは国の制度なりでそういうことを決めてやっているわけですから、今回の河川整備計画で例えば淀川水系全体をカバーは広げたくても、そしたらそれで即猪名川と同じように補助金が出るかといえば、それは出ません。そこまでまだ国自体の制度は変わっていません。但し、精神的にはそういうことでそれを広げていこうということがあります。

尾藤委員

わかりました。大いに広げて頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

恐らく自治体なりが集まって、或いは我々が入っていきますので、その中で例えば取り決めたものはそれぞれが守っていこうとかいうことは当然やっていかないと、協議会をつくった意味がないと思っています。

今本部会長

時間の関係で、頂いたご意見の補足はこの辺にしたいと思いますが、私から1つ聞かせて下さい。

この治水の中で、琵琶湖の浸水被害を軽減させるということがかなり大きく取り上げられていまして、洗堰から天ヶ瀬、塔の島地区までの一連の区間での疎通能の増大、大戸川ダムも若干絡んできているようですけども、この問題を考えていますと、例えば琵琶湖の夏期の制限水位操作によってかなり変わってくる可能性があります。もちろん制限水位については、これを決めるだけでも随分の苦勞をされて、今さらそういうことはする勇気はないと言われたらそれまでかも知れません。しかし、例えば制限水位の全体の枠組みは変えるようなことはしないで、梅雨入りが年によってずれるがごとく、制限水位の開始時期を若干ずらすことは考えられないのでしょうか。例えば1週間とか2週間ほどずらすということはできないでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉）

説明資料では琵琶湖の水位管理の全体について検討をするということになっておりますけれども、その中には幾つか方法があります。部会長がおっしゃられた制限水位の開始時期を前後にずらすとか、制限水位の高さそのものをずらすというようなことについては、これは検討対象であると思っています。

ただ、これをずらすということは、治水に関して当然大きな影響がありますので、そこ

はよく検討した上で、治水上のデメリットというのが発生するならば、それに対する何らかの措置を講じてからやらないといけないのではないかと思います。或いは逆にこれは、制限水位を下げるということは治水上のメリットは大変大きいわけですがけれども、今既にこの現状においても、琵琶湖の水位が大変下がりやすい原因の1つとして制限水位を設けていることでもありますので、この制限水位をさらに下げるということは、環境上のデメリットというのは大変大きいのではないかと考えております。

今本部長

制限水位をどうこうというわけではないのですが、運用の面においてももしそういう柔軟性が出るとしたら、環境と治水で相反する要求がありますが、この両方を満たすような方法があり得ると思います。ですから、そういうことも検討対象として書きながら、全て難しい難しいということですが、検討を続けることくらいはできるわけでしょう。実際にするとしたらこれは大変な苦勞があるということは当然わかりますが、ひとつよろしくをお願いします。

今日は久しぶりの治水部会ですので、一般傍聴者の方からのご意見をお伺いしたいと思います。

傍聴者(千代延)

吹田市の千代延と申します。先ほどから猪名川の件についてはいろいろ議論されて、重複していると思いますが、私の要望を1つ述べさせていただきます。

狭窄部の開削については下流部の被害拡大のことを懸念されて、一様に瀬田川、宇治川、桂川、木津川、猪名川、5つとも同じように下流の堤防強化とか、その他対策が完了するまでは開削はしないという方針を出されておりますけれども、先ほども何人かおっしゃっておりますけれども、猪名川については状況が他の4カ所とは違うと思います。上流と下流の人口の密集度、開発度が違うということでした。要するに上流も下流も、もちろん下流はトータルでいいますと、財産の金額ということになれば大きいと思いますが、下流と上流がとにかくあまり変わらないということが1つあります。

それから、狭窄部の長さですね。逆に言えば、狭窄部を開削する物理的な工事というのは格段に相違があるわけです。猪名川の銀橋狭窄部の方が極めて比較にならないほど、簡単と言えば語弊があるかもしれませんが、簡単であります。

それから、今日の治水部会の意見書素案の3ページの(9)に、『説明資料』では、ダム計画について、『他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する』と、このようにもとの稿に書いてあるわけですね。

まさにここに書いてあるように、先ほど申しましたように、猪名川の銀橋狭窄部については他と違いますので、下流部の対策をもっと早く、要するにダムなしで逃げ切れないかどうかという検討を少なくとも早く詰めて頂いて、その後で本当に今ダムに頼らざるを得

ないかどうかという検討に順番として移って頂きたいと思います。

先ほどちょっと話が出ましたが、ボーリング10カ所とかいう具体的なことは別にしまして、あれは私が質問をしたのです。銀橋狭窄部の下流部について現在おやりになっていることは、ボーリング10カ所、私はそう聞いたわけですが、10カ所はともかくとしまして、浸透の解析等いろいろなことをやって、堤防の強化等の対策ができるのは少なくとも平成25年以降であるというお答えを頂いているわけです。従って、これはあまりにも牛歩戦術ではないかと思ったわけです。少なくとも工事が完了するかどうかはまた別にしまして、どれくらいの対策が具体的に必要なのか、それにはどれくらいのお金がかかるのかと、そういうことくらいは少なくとも明確に出して頂いた上で、他と違う銀橋狭窄部の開削をやるのがどうなのかという検討をして頂きたいというのが私の要望です。以上です。

傍聴者(福井)

大津市の福井です。

いつもお話しさせてもらっているのですが、今日は、少し先ほども意見は出ていたのですが、大津放水路につきましてですが、1期の効果が示されておりますのですが、2期をやればさらに効果があると私どもの方の調査でも考えているのです。特にこの地域につきましては、浸水解消ということにつきましては非常に急務だと考えておまして、今後、国の方と滋賀県、大津市とが連携して、今のこの地域の総合的な治水対策を進めるための河川整備計画を策定する必要があります。そのためにも、2期区間の実施時期についても明確にして頂きたいと考えております。

これは、そこら辺のことがはっきりいたしませんときちっとした計画はできないと思います。もともと私どもは放水路全体を考えておりますもので、1期だけでと考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

今本部長

他、いかがでしょうか。

それでは、もとに戻りまして、その他と申しますか、次の9月5日に治水部会として委員会に意見を示す必要がありますので、できましたらこの素案についてお気づきのことがありましたら、8月いっぱいを目標に庶務の方にご連絡頂けますでしょうか。よろしくお願ひします。

それでは、庶務の方でよろしくお願ひします。

庶務(三菱総合研究所 笠島)

どうもありがとうございました。以上をもちまして、第5回の治水部会を閉会いたします。なお、この後、15時30分から琵琶湖部会が隣の会場で引き続きあります。お荷物は必ずお持ちになって移動して頂ければと思います。

どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第13回運営会議（2002/7/16開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2週間）。
- 2．確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3．延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することを お伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。